

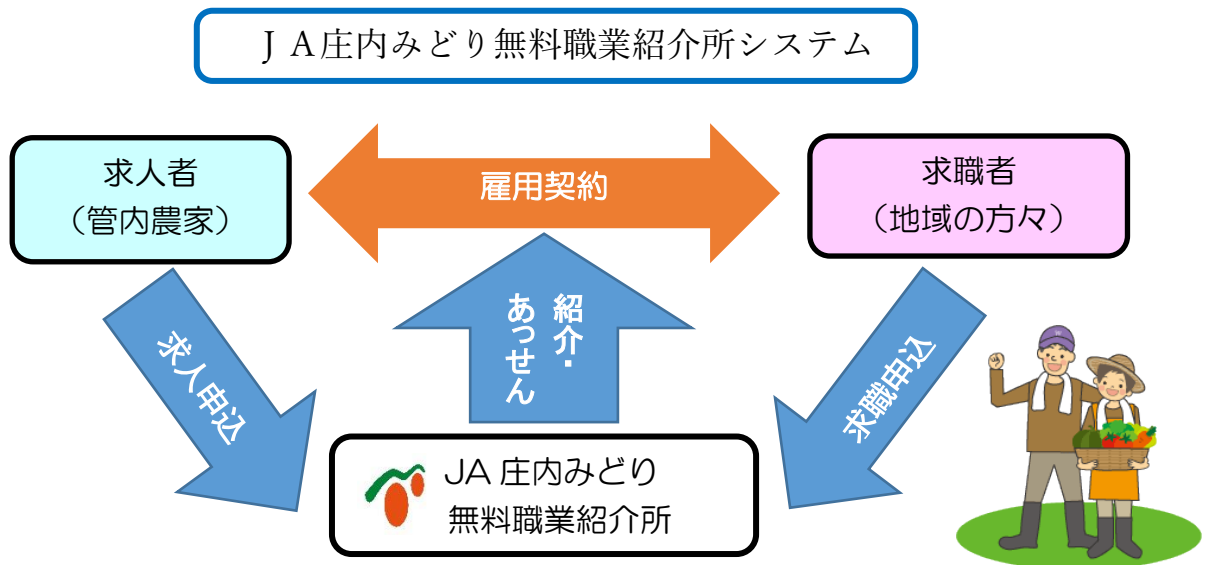
JA庄内みどり無料職業紹介所（ご利用案内）

JA庄内みどりでは、農家の高齢化や規模拡大化による労働力不足を補うために、農作業のお手伝いをしていただける方を無料で紹介する職業紹介所を、令和3年6月3日に開設しました。

【厚生労働大臣許可番号：06-ム-300016】

① 無料職業紹介所とは？

- 無料職業紹介所（以下「紹介所」）では、「農業の職業」に限定し、農家で働いてみたい方（求職者）を、農作業の働き手が欲しい方（求人者）に紹介・あっせんを行います。
- 求人者は求人票、求職者は求職票を提出していただき、登録を行います。登録料や求人申し込み費用、紹介料金等の費用は一切かかりません。
- 求人者から求人申し込みがあった際に、求職登録者を紹介・あっせんします。
- 紹介所は、紹介・あっせんするまでの業務を行います。賃金の支払い等を含めた雇用契約は、求人者、求職者間で直接結ぶことになります。



② 主な農作業の求人（例）

品目	作業内容	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水稲	播種・田植・収穫				播種	田植				収穫			
メロン	定植・管理・収穫				定植・管理		収穫						
庄内柿	摘蕾・摘果・収穫						摘蕾・摘果			収穫			
花き	管理・出荷調整						管理・出荷調整						
アスパラガス	収穫			収穫			収穫						
ミニトマト	収穫								収穫				
パプリカ	収穫								収穫				
シャインマスカット	房づくり・摘粒・収穫						房づくり・摘粒		収穫				

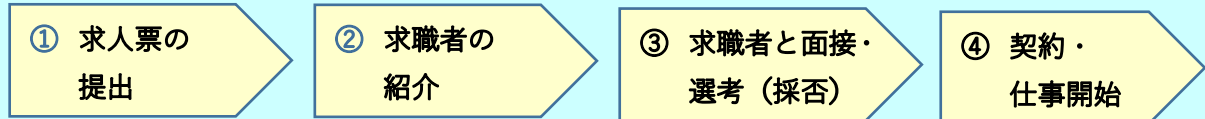
③ 求人、求職者の募集範囲

<求人者> J A庄内みどり管内の農家

<求職者> 酒田市、遊佐町中心に募集

④ 求人の流れ

<求人者> (働き手が欲しい方)



- ① 求人票を紹介所又は、最寄りの支店営農課、園芸センターへ提出していただきます。(求人票は1作業ごとに1枚提出して下さい。登録期間は単年度で、年度ごと新規登録が必要です。)
- ② 紹介所から求職者を紹介します。条件等が合いましたら面接の日程を決定し、求職者へ日程調整の連絡をします。求職者へ「紹介状」を発行します。
- ③ 面接日当日は、求職者が「紹介状」を持って、直接面接場所へ行っていただきます。
- ④ 面接を経て、採用・不採用を決めたら、「選考結果通知」(紹介状の裏面に付いています。)を紹介所に送付(FAX・支店営農課、園芸センターに持参)していただきます。また、お互いの契約の証として、「雇用契約書」を取り交わすことをお勧めします。

<求人者(農家)の方への留意事項・お願い>

1. 賃金について・・・

- 酒田市参考農作業賃金及び遊佐町農作業基準賃金を目安に支払いをお願いします。また、県の最低賃金を下回らないようにご留意下さい。
- 求人者から求職者へ直接支払いする必要があります。(労働基準法第24条)支払いに関してJ Aは一切関与いたしません。

2. 作業期間・作業内容・賃金の支払い期日等について・・・

- 面接日に求人内容をご説明いただきます。

3. 傷害保険等の加入について・・・

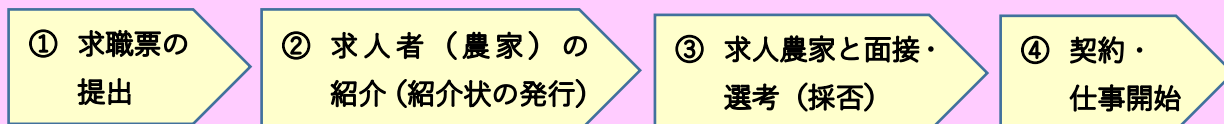
- 万が一、被雇用者(求職者)が農作業中に事故やケガをされた場合に備えて、傷害保険や労災保険等への加入をお願いします。[※雇用者(求人者)は療養に必要な費用を補償する義務があります。農作業中の事故やケガについて、J Aでは一切責任を負いません。]

4. その他・・・

- 当紹介所は、人材派遣業ではありません。求職者の登録状況などより、求人者の要望に 応えられない場合があります。
- 農作業の経験者・未経験者それぞれの方がいらっしゃいますので、作業内容を丁寧に指導していただくようお願いします。
- 雇用が終了しましたら、お手数ですが紹介所までご連絡をお願いします。

⑤ 求職の流れ

<求職者> (働いてみたい方)



- ① 求職票を無料職業紹介所又は、最寄りの支店営農課、園芸センターへ提出していただきます。(1年ごとの登録になります。)
- ② 仕事の紹介の連絡は、求職票に沿って、条件が合いそうな方から連絡して、面接の日程を決定し連絡します。
- ③ 面接日当日は、求職者ご自身で「紹介状」を持って、直接面接場所へ行っていただきます。(※求人者の要望により、「履歴書」が必要な場合があります。)
- ④ 面接を経て、採用・不採用が決まります。

<求職者の方への留意事項・お願い>

1. 仕事の紹介について・・・

- 作業内容は、農業が基本となりますので、依頼が少ない時期があります。定期的の仕事希望される方は、ご希望に沿えない場合があります。
- 仕事の紹介の連絡は、求職票に沿って、曜日、時間帯、作業場所などの条件が合いそうな方からご連絡いたします。場合によっては、紹介が無い方が生じる可能性があることをご了承下さい。

2. 作業について・・・

- 未経験者はもちろん、経験者でも各農家でやり方が違いますので、生産者に良く確認しながら作業を行って下さい。
- 作業服、手袋、長靴、タオル、弁当、飲み物など必要なものについては、面接の時にご確認下さい。

3. 給料の支払いについて・・・

- 求人者から求職者へ直接支払われます。また、給料支払い時に、領収書、印鑑など必要な場合がありますので、その時は求職者さん方でご準備下さい。

4. その他・・・

- 雇用が終了しましたら、お手数ですが紹介所までご連絡をお願いします。

⑥ 求人票、求職票、雇用契約書(参考様式)の取得

- 最寄りの支店営農課、園芸センターに備えてあります。また、当JAホームページ「JA庄内みどり無料職業紹介所」のバナーからもダウンロードできます。